

第1次一括法、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律及び第3次一括法の施行に伴う介護サービス等の基準等に関する条例の制定について

松山市保健福祉部介護保険課

1. 条例制定の経緯について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号。いわゆる第1次一括法）、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号。いわゆる第3次一括法）が施行され、介護保険法（平成9年法律第123号）が改正されました。

これらの法改正により、これまで省令等により全国一律に定められていた介護サービス等の基準等について、地方自治体が条例で定めることとされました。

2. 制定した条例について

I. 平成24年12月26日公布、平成25年4月1日施行分

- (1) 松山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第50号）
- (2) 松山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第51号）
- (3) 松山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第52号）
- (4) 松山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第53号）
- (5) 松山市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第54号）
- (6) 松山市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年市条例第55号）
※ただし、介護老人保健施設に係る療養室、診察室及び機能訓練室並びに医師及び看護師の員数については、厚生労働省令に定められています。
- (7) 松山市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等（平成24年市条例第56号）

II. 平成26年3月28日公布、平成26年4月1日施行分

- (1) 松山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年市条例第19号）
- (2) 松山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年市条例第20号）

3. 条例の概要について

次に掲げる基準以外については、現在の厚生労働省令と同様に規定しています。

※独自基準の適用については「5. 独自基準の対象となるサービス」を参照してください。

①（地域密着型）介護老人福祉施設の居室定員の緩和

現行基準	1の居室の定員は、1人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
独自基準	1の居室の定員は1人とするが、プライバシーに配慮することで4人以下とすることができる旨の規定とする。
理由等	利用者の多様なニーズに対応し、地域の実情に応じた柔軟な基盤整備を進めるため、ユニット型施設の整備を推進する一方で、多床室の施設整備についても選択肢を残しておく規定とする。

②非常災害対策の拡充

現行基準 (抜粋)	非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。
独自基準	ア. 災害の種別に応じた個別計画の策定及び避難訓練の実施 非常災害に関する具体的な計画については、当該事業者等の立地条件等から個別に検討し、予想される災害の種別（例：地震、風水害）に応じて作成するものとし、災害の種別ごとの計画の策定に当たっては、災害の特性を考慮したものとする旨の規定を設ける。 また、策定して計画に沿って避難訓練を実施する旨の規定を設ける。
	イ. 計画の掲示 非常災害対策の具体的な計画については、事業所等内の見やすい場所に掲示することを義務付ける旨の規定を設ける。
	ウ. 備蓄の確保 災害時にはライフラインが一時的に寸断される事態が予想されることから、非常事態に対応するため、非常食、飲用水、日用品等の備蓄の確保に努める旨の規定を設ける。
理由等	東日本大震災の甚大な被害状況を教訓として現行基準の見直しは不可欠であることや、事業者等が防災対策を再検討する契機となることも期待できるため、事業者等に過度な負担とならないよう配慮しながら独自基準を規定する。

③施設系サービスのサービス提供記録の利用者への提供

現行基準	サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。
独自基準	提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。
理由等	現行基準では、施設系サービスにおいて、サービス提供内容の記録を利用者に提供する規定がないことから、利用者からの申出があった場合にその情報を利用者に提供する義務を明文化する。

④記録の保存年限の延長

現行基準	その完結の日から2年間保存しなければならない。
独自基準	保存年限を5年とする旨を規定する。
理由等	地方自治法上の金銭債権の消滅時効である5年と整合を図る必要から、保存年限を変更する。

4. その他条例で定める事項について

I. 介護サービス事業者等の申請者の法人格の基準

「従うべき基準」に区分されているため、省令どおり「法人であること」とする。

II. (地域密着型) 介護老人福祉施設の入所定員

現行の規定と同様に、介護老人福祉施設の入所定員については30人以上、地域密着型介護老人福祉施設については29人以下とする。

5. 独自基準の対象となるサービス

サービス区分又は施設	含まれるサービス	① (地域密着型) 介護老人福祉施設の居室 定員の緩和	②非常災害対策の拡充			③施設系サービスのサービスのサービス提供記録の利用者への提供	④記録の保存年限の延長
			ア・災害の種別に応じた個別計画の策定及び避難訓練の実施	イ・計画の揭示	ウ・備蓄の確保		
居宅サービス及び介護予防サービス	(介護予防) 特定施設入居者生活介護		○	○	○	○	○
	(介護予防) 通所介護 (介護予防) 通所リハビリテーション (介護予防) 短期入所生活介護 (介護予防) 短期入所療養介護		○	○	○	現行基準 で規定済	○
居宅サービス及び介護予防サービス	(介護予防) 訪問介護 (介護予防) 訪問入浴介護 (介護予防) 訪問看護 (介護予防) 訪問リハビリテーション (介護予防) 居宅療養管理指導 (介護予防) 福祉用具貸与 特定 (介護予防) 福祉用具販売					現行基準 で規定済	○
	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	○	○	○	○	○	○
地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス	地域密着型特定施設入居者生活介護 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護		○	○	○	○	○
	(介護予防) 認知症対応型通所介護 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護 複合型サービス		○	○	○	現行基準 で規定済	○
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護					現行基準 で規定済	○
介護老人福祉施設		○	○	○	○	○	○
介護老人保健施設			○	○	○	○	○
介護療養型医療施設			○	○	○	○	○
居宅介護支援							○
介護予防支援							○